## 下関市メインキャラクター「せきまる」デザイン使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、下関市メインキャラクター「せきまる」(以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって下関市(以下「本市」という。)のPR、誰からも愛されるキャラクターとしての認知度向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領におけるキャラクターのデザインとは、別添せきまるデザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)に掲げるデザインとする。

# (申請)

- 第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「せきまる」デザイン使用承認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、下関市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本市が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
  - (2) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
  - (3) 市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するため使用するとき
  - (4)本市が共催、又は後援している事業等を実施する実行委員会等が使用するとき。
  - (5) 本市の各種行政運営に資する事業等を実施する団体等が、その事業を実施している時に限り使用するとき。
  - (6) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
  - (7) その他、市長が適当と認めるとき。
- 2 前項の各号のいずれかに該当するときは、「せきまる」デザイン使用届出書 (様式第2号)(以下「届出書」という。)を提出するものとする。ただし、 市長が別に定める使用事項に該当する場合は、届出書を省略することができ る。
- 3 キャラクターを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ本市 と協議した上で、申請書を提出するものとする。

- 4 第1項による申請書の提出時には、見本を添付すること。ただし、見本の添付が困難である場合は、事後にその写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 5 前項の規定は、第2項により届出書を提出した者についても同様とする。

### (承認)

- 第4条 市長は、前条の規定による使用の申請があった場合、その内容が次の 各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するもの とする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことが できる。
  - (1) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (2) 本市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
  - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような 誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条に定める営業又はその広告等に利用されるとき。
  - (5) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条の規定による 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。
  - (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
  - (7) キャラクターのイメージを損なうと認められるとき。
  - (8) マニュアルに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (9) この要領の規定に従わないおそれがあるとき。
  - (10) その他、市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を承認するときは、「せきまる」デザイン 使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 前項の規定による使用承認は、申請者又は申請対象物等について本市が推 奨を行うものではない。
- 4 第2項の規定による使用承認を受けた者は、使用承認を受けた物品等の完成品について、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- 5 前項の規定は、第3条第2項により届出書を提出した者についても同様と する。
- 6 市長は、第1項の規定により使用を承認しないときは、「せきまる」デザイン使用(変更)不承認書(様式第4号)をもって行うものとする。

### (使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

# (使用上の遵守事項)

- 第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。
  - (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
  - (2) 市長の指示する条件に従うこと。
  - (3) 承認を受けたものは、これを譲渡、転貸又は承継しないこと。
  - (4) マニュアルに定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。
  - (5) 規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
  - (6) 原則として、物品等には、「©下関市」あるいは「下関市 せきまる」 との表記を付すること。ただし、市長が別に定める使用事項に該当する場合は、この限りでない。

# (承認内容の変更の申請)

- 第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更 しようとするときは、あらかじめ「せきまる」デザイン使用承認変更申請書 (様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用の変更を承認するときは、「せきまる」デ ザイン使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により使用の変更を承認しないときは、「せきまる」 デザイン使用(変更)不承認書(様式第4号)をもって行うものとする。

### (使用状況の報告等)

第8条 市長は、キャラクターの使用の承認を受けた者又は使用の届出をした 者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行 うことができる。

#### (承認の取消し)

- 第9条 市長は、キャラクターの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認めるとき、又は必要であると認められるときは、当該承認を取り消す、 又は必要な指示を行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、「せきまる」デ ザイン使用承認取消書(様式第6号)をもって行うものとする。

- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知が あった日以降、当該承認に係る物件への使用、配布、掲示、及び販売等をし てはならない。
- 4 市長は、使用承認取消の通知をした日以前に、配布や販売等をした当該承認に係る物件の回収等の措置を指示することができる。

## (責任の制限)

- 第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使 用承認を受けたものに損害が生じても、本市はその責を負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第 三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本市は、損害賠償、損失補償 その他の法律上の責任を一切負わない。

## (経費等の負担)

第11条 本市は、この要領によるキャラクターの使用申請などの手続き、及びキャラクターの使用承認内容の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

# (事務局)

第12条 使用承認等に関する庶務を処理するため、事務局を下関市総合政策 部広報戦略課に置く。

## (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。